

8. 標準的指標例及び代表的教訓(障害と開発)

本レファレンスに記載のモデルと対応する中間目標

モデル名	対応する中間目標
モデル①制度や登録など	1-1 障害インクルーシブな制度・政策の整備
モデル②機能・能力向上 (Impairments:機能・能力障害を主に する取り組み) (サブ・カテゴリー:保健・医療)	1-3 障害者のエンパワメント
モデル③機能・能力向上 (Impairments:機能・能力障害を主に する取り組み) (サブ・カテゴリー:教育)	1-3 障害者のエンパワメント
モデル④機能・能力向上 (Impairments:機能・能力障害を主に する取り組み) (サブ・カテゴリー:生計・職業)	1-3 障害者のエンパワメント
モデル⑤社会参加 (Disability:社会的排除に関する取組 み)	1-2 障害インクルーシブな事業の実践 1-3 障害者のエンパワメント

(注1) 参考までに、関連する国連SDGグローバル指標、日本政府SDGs実施指針指標、JICA第4期中期計画の指標を青字で追記している。

(注2) 国連SDG指標日本語版出所: 総務省仮訳 http://www.soumu.go.jp/main_content/000470374.pdf

技術協力プロジェクト／開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓(障害と開発)
モデル① 「制度や登録など」

開発戦略目標	中間目標	プログラム目標レベルの指標/国連SDG指標等(青字)	中間サブ目標	上位目標・プロジェクト目標と指標例	指標作成の方法・方針	代表的な教訓	事業目標例(プロジェクトのイメージ)	レファレンスプロジェクト
開発戦略目標	協力プログラムが対応する開発課題レベル	相手国政府のセクター・地域開発計画における目標年・指標との関連性	個別のプロジェクトで解決すべき課題レベル	<p>～により(アウトプット)～を図り(アウトカム)～に寄与する(インパクト)</p> <p>指標の例</p>	指標の設定に当たっての考え方、留意点やポイント	当該「中間サブ目標」に対応するプロジェクト実施の際に、必ず活用・反映すべき教訓・リスクを、 1)計画段階 2)マネジメント の視点から記載。		参照すべきグッドプラクティスを有するプロジェクト情報
1.すべての障害者の人権尊重、完全参加と平等、およびインクルージョン	1-1 障害インクルーシブな制度・政策の整備	<p>①国勢調査あるいは国勢調査以外の障害者統計調査に基づく障害別・年齢別障害者人口(人・%)</p> <p>②WHO国際生活機能分析(ICF)を導入した障害者統計調査の有無</p> <p>【参考】 日本政府SDGs実施指針指標:SDGsへの貢献を明確化して形成された新規案件の数</p>	(障害と開発の課題別指針)においては、中間サブ目標は設定していないため、中間サブ目標の項目はなし)	<p>(モデル記載案)</p> <p>障害者の登録・認定制度が構築されることにより、(アウトプット)実態に即した障害者関連政策の促進を図り、(アウトカム)障害者を対象とした行政・社会サービスが拡充されることに寄与する。(インパクト)</p> <p>(標準的指標例)</p> <p>1.上位目標の指標例(基本)</p> <p>①新障害者法が制定され、公布される</p> <p>②障害者支援のための各種プロジェクトが●○国政府により実施される</p> <p>③全国統一障害者登録に登録された障害者のうち生活機能の改善向上のためのリハビリテーション、一人ひとりのニーズにあった教育の機会、または、就労の機会が与えられている障害者の割合が●○%を超える。</p> <p>2.プロジェクト目標の指標例(基本)</p> <p>①●○年までに、●○人の障害者が全国統一障害者登録プログラムに登録される</p> <p>②障害者関連情報の公開件数</p> <p>③整備された障害者関連情報へのアクセス件数</p>	指標の設定に当たっての考え方、留意点やポイント	<p>(障害者権利条約)</p> <p>・障害者権利条約の批准の促進と、同条約に基づいた政策・制度の構築が重要である。</p> <p>・未批准国に対しては、障害者権利条約の批准を促すべく、同条約に関する政策立案・決定者の理解の促進、障害者の権利に関する一般市民の啓発等を支援することが重要である。</p> <p>・既批准国に対しては、同条約に沿った政策や制度整備の促進および加盟国が義務付けられている事項を実施するための取り組みを後押しするべく、行動計画等の戦略文書の策定、障害者差別禁止法の制定、その他の制度設計やサービス提供を含む具体的な取組みを支援することが重要である。</p> <p>・障害者権利条約第13条「司法手続の利用の機会」、第31条「統計及び資料の収集」に特に留意が必要である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]</p> <p>(多様な障害者への配慮)</p> <p>・開発途上国では政策・制度の対象として、障害の種類(カテゴリー)が限られている場合が多く、より多様な障害者(身体・聴覚・視覚・知的・精神・発達・内部障害者)に政策・制度の対象が拡大されるように政策・制度を構築することが重要である。</p> <p>(インクルージョンの視点)</p> <p>・制度構築にあたっては、障害に特化した制度の整備に加え、障害インクルーシブな法規定の整備(障害に特化しない制度において障害の視点を盛り込むこと)や障害者の法・司法制度へのアクセス向上が重要である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]</p> <p>(行政官等の能力向上)</p> <p>・障害者権利条約を批准し、障害者差別を禁止する法律を制定している場合でも、運用において、政府や行政官のコミットメントや専門知識の欠如、障害者に対する偏見などにより、権利が保障されていない場合もある。障害者関連法令・政策を確実に実現するための行政組織・制度の構築・改善、行政官等の育成・能力強化が重要である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]</p> <p>(政治的イニシアティブ)</p> <p>・途上国政府のイニシアティブはプロジェクトの推進に大きく貢献する。途上国の政策と合致させるなど、政策イニシアティブを引き出す取組みが重要である。 [右記レファレンスプロジェクト1を参考に記載]</p>	<p>障害者の現状把握を量的、質的に行うために全国統一障害者登録プログラムの実施体制を確立し、統計データに基づいて政府障害者支援委員会が新障害者法の草案や国家障害者政策を作成することを促進し、障害者を対象とした行政・社会サービスが拡充されることに寄与する。</p> <p>アジア太平洋地域において、障害当事者組織および障害者を支援する組織(各国政府を含む)との連携を促進する地域センターとしてアジア太平洋障害者センター(APCD)が機能することにより、①障害者のエンパワメント、②社会のバリアフリー化に寄与する。</p> <p>全国統一障害者登録プログラムの実施に必要な人材を育成し、障害者の登録を試行的に実施することを通じて、障害の種類と程度を認定するための評価プロセスと手法を決定し、同プログラムが適切に実施されることに寄与する。</p> <p>障害者の就労支援のために地域社会に根差した自立・社会参加支援を行うとともに、効果的な啓発活動のアプローチを開発する。また、政府機関や非政府団体を含む関連機関の協力体制を強化し、障害者福祉に携わる人材育成に関する中長期的な政策を提言する。これらの活動により、社会福祉局の能力向上を図り、障害者の就労および社会参加の機会向上に寄与する。</p>	<p>1. ボリビア 全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト フェーズ2(協力期間:2009年3月～2012年3月)</p> <p>2. タイ アジア太平洋障害者センタープロジェクトフェーズ2(協力期間:2007年08月～2012年07月)</p> <p>3. ボリビア ラパス市障害者登録実施プロジェクト(協力期間:2006年8月～2007年10月)</p> <p>4. マレーシア 障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト(協力期間:2005年7月～2008年7月)</p>

技術協力プロジェクト／開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓(障害と開発)
 モデル②機能・能力向上(Impairments:機能・能力障害を主にする取り組み)(サブ・カテゴリー:保健・医療)

開発戦略目標	中間目標	プログラム目標レベルの指標/国連SDG指標等(青字)	中間サブ目標	上位目標・プロジェクト目標と指標例	指標作成の方法・方針	代表的な教訓	事業目標例(プロジェクトのイメージ)	レファレンスプロジェクト
開発戦略目標	協力プログラムが対応する開発課題レベル	相手国政府のセクター・地域開発計画における目標年・指標との関連性	個別のプロジェクトで解決すべき課題レベル	～により(アウトプット)～を回り(アウトカム)～に寄与する(インパクト)指標の例	指標の設定に当たっての考え方、留意点やポイント	当該「中間サブ目標」に対応するプロジェクト実施の際に、必ず活用・反映すべき教訓・リスクを、 1)計画段階 2)マネジメント の視点から記載。		参照すべきグッドプラクティスを有するプロジェクト情報
1.すべての障害者の人権尊重、完全参加と平等、およびインクルージョン	1-3 障害者のエンパワメント	①医療リハビリテーションを行う医療施設の要件(医療水準、必要な専門職種について把握する) ②医療リハビリテーションを実施する専門職の種類・養成システム(専門職種の分類、数、資格制度、養成学校等を把握する) ③医療リハビリテーションを実施する医療施設数(種別、国公立/私立別)	(障害と開発の課題別指針)においては、中間サブ目標は設定していないため、中間サブ目標の項目はなし)	(モデル記載案) リハビリテーションサービスを提供する人材の能力が向上することにより、(アウトプット) 障害者のニーズに合ったリハビリテーションが、総合的に実施される体制が強化されることを図り、(アウトカム) 障害者の生活機能がICF(国際生活機能分類)に基づき向上することに寄与する。(インパクト)	ICFの日本語版「国際生活機能分類」は、厚生労働省のHPよりアクセスできる (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html)	(総合リハビリテーションの理解) ・総合リハビリテーションの推進を目的とするプロジェクトにおいては、関係者(政府、地方行政、NGO等)がこの理念を共有し、それぞれの役割を理解して協働することが、プロジェクト成功のための大きな要因の一つとなる。 ※「総合リハビリテーション」とは、障害者の「リハビリテーション」が、医療の質の向上のみで達成されるものではなく、障害の原因となる損傷、疾病(傷害)の発生予防、傷害の初期治療、二次障害予防、傷害の治療、機能回復・再建、社会生活能力の習得のためのリハビリテーション、さらに社会生活支援を視野に入れた保健・医療・福祉の総合的な働きかけにより達成されるという理念。 [右記レファレンスプロジェクト2を参考に記載]	チョーライ病院においてリハビリテーションサービスの質を向上させるとともに、同病院が南部に所在する地域医療機関のリハビリテーション従事者に対し技術指導を行えるようにすることを通じて、これらの機関において提供されるリハビリテーションサービスの質の向上に寄与する。	1.ベトナム 南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト(協力期間:2010年5月～2013年5月)
		【参考】 日本政府SDGs実施指針指標:SDGsへの貢献を明確化して形成された新規案件の数		(標準的指標例) 1.上位目標の指標例(基本) ①●○年末時点でICF(国際生活機能分類)に基づいた活動と参加の項目が向上した障害者の数がプロジェクト開始時と比べて増える		(チームアプローチ) ・医療リハビリテーションの強化を目的とするプロジェクトにおいては、チームアプローチが有効なアプローチとなりうる。チームアプローチとは、機能別の複数のチームを組織化することである。これにより、メンバー間の効率的・効果的な情報共有、メンバーの高いコミットメントの維持等のメリットが生じうる。また、チームの構成を工夫することで、より効果的な実施が促進される。ただし、プロジェクト終了に向け、プロジェクトで組織したチームを既存の体制に吸収させる必要があることには留意が必要である。 [右記レファレンスプロジェクト3を参考に記載]	対象の医療施設において、機能リハビリテーションに従事する人材の能力を強化するとともに、対象地域の関係機関が障害者の権利や二次障害の予防等について理解を深めることにより、対象地域の総合リハビリテーションの質の改善を図り、その成果が政策文書に反映されることに寄与する。	2.コロンビア 地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト(協力期間:2008年8月～2012年8月)
				2.プロジェクト目標の指標例(基本) ①リハビリテーションサービスを受けた頻度の増加 ②待機時間の短縮 ③利用者の満足度 ④就労の可能性が高まったと感じる障害者の割合の増加 ⑤リファーマル件数の増加	「⑤リファーマル件数の増加」について 右記レファレンスプロジェクト3のように、リハビリテーションセンターから、職業訓練やマイクロクレジットを実施している団体へのリファーマルが増えた、ということも、関係機関との連携強化、地域のリソースの活用を評価する指標になると考えられる。	(地域に根ざしたアプローチ(CBR:Community Based Rehabilitation, CBID:Community-Based Inclusive Development)) ・CBRは、障害者がそれぞれの地域社会の資源を利用して必要なサービス受けながら地域で生活できるようにするという地域開発のアプローチの1つであり、有効性が高いと評価されている。分野や省庁の縦割りの行政に沿った取り組みでは、生活面における障害者の社会参加の実現は困難であり、実際の生活と地域社会に即して、包括的に障害と開発に取り組むことで、初めて実際の生活場面での社会参加が実現できる。また、そのためにはトップダウンの縦割りの取り組みではなく、状況が異なるそれぞれの地域社会が取り組みの実施主体となることが重要である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]	国立リハビリテーションセンター(NRH)における人材育成システムおよびリハビリテーションサービスの質を改善するとともに、NRHと他のリハビリテーション関連施設との連携を強化することにより、NRHにおいて質の高いリハビリテーションサービスを提供するためのシステムが強化され、ミャンマーにおけるリハビリテーションサービスの質の向上に寄与する。	3.ミャンマー リハビリテーション強化プロジェクト(協力期間:2008年7月～2013年7月)
							震災で被害を受け、今後改築または新築される北西辺境州及びアザド・カシミール州(AJK)において、一次保健医療施設(Basic Health Unit, Rural Health Center)の標準設計書と施工管理マニュアルを作成するとともに、今後の保健医療施設改築や新規建設に際して耐震性能、さらには急増した障害者や寡婦にとって利用しやすい等の視点が十分考慮されるよう、建築技術を指導することにより、北西辺境州及びAJKの公共建築物が耐震性能を備え、ユニバーサルデザイン(バリアフリー設計)を採用することに寄与する。	4.パキスタン 基礎保健医療施設耐震建築指導プロジェクト(協力期間:2006年2月～2006年10月)
							紛争被害者に対するペインセラピー、心理カウンセリング等の医療サービスの質の向上や雇用情報の提供、青年層に対する職業訓練等の就業支援を行うことにより、戦争被害者の身体、精神面の向上、雇用機会の促進を図り、紛争被害者の社会参加の促進に寄与する。	5.ボスニア・ヘルツェゴビナ 地雷被災者支援プロジェクトフェーズ2(協力期間:2005年9月～2007年3月)
							リハビリテーションに携わる人材を育成するとともに、GBR(Community Based Rehabilitation)センターにおける診療データベースを改善することにより、地雷被災者を含む障害者の健康が改善することに寄与する。	6.ボスニア・ヘルツェゴビナ 地雷被災者等に対するリハビリテーション技術の向上(CBR)(協力期間:2004年12月～2005年10月)

				<p>※初期のCBRは、地域社会の資源を活用した狭義のリハビリサービスの提供に焦点をあてていた。しかし、90年代に、リハビリテーション中心のアプローチから、生活と社会参加を支援する、より包括的な社会開発アプローチへと大きく変化した。この変化をより明確に示すために、近年では地域社会に根ざしたインクルーシブな開発 Community-Based Inclusive Development: 以下CBID)という名称が用いられることも多い。</p> <p>※リハビリテーションセンターの機能強化やリハビリテーション人材の能力向上等を通じて、障害者の地域社会への参加を推進する取り組みを行ったモデル事業については、右記レファレンスプロジェクト8を参照。</p> <p>※CBR/CBIDを用いた社会参加に関するモデル事業については、モデル⑤を参照。</p>	<p>中国リハビリテーション研究センター（中国と日本政府の協力（無償資金協力、技術協力）により開設されたリハビリテーション分野の臨床、研究、教育を担う総合機関）において、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）の4年生教育のカリキュラム作成、教員の人材育成等を行うことにより、国際基準に合った4年制教育を受けた質の高いPT及びOTの養成を図り、中国全土における理学療法、作業療法のサービス提供に寄与する。</p>	<p>7.中華人民共和国リハビリテーション専門職養成プロジェクト(協力期間:2001年11月～2008年3月)</p>
					<p>リハビリテーションに携わる人材を育成し、診断・評価・治療に関する技術を改善し、地域リハビリテーションのシステムを確立することにより、国立リハビリテーション研究所が提供するサービスの改善を図り、同サービス利用者の社会参加が推進されることに寄与する。</p>	<p>8.チリ国身体障害者リハビリテーションプロジェクト(協力期間:2000年8月～2005年7月)</p>

技術協力プロジェクト／開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓(障害と開発)
モデル③ 「機能・能力向上(Impairments:機能・能力障害を主にする取り組み)(サブ・カテゴリー:教育)」

開発戦略目標	中間目標	プログラム目標レベルの指標(国連SDG指標等(青字))	中間サブ目標	上位目標・プロジェクト目標と指標例	指標作成の方法・方針	代表的な教訓	事業目標例(プロジェクトのイメージ)	レファレンスプロジェクト
開発戦略目標	協力プログラムが対応する開発課題レベル	相手国政府のセクター・地域開発計画における目標年・指標との関連性	個別のプロジェクトで解決すべき課題レベル	<p>～により(アウトプット)～を回り(アウトカム)～に寄与する(インパクト)</p> <p>指標の例</p>	<p>指標の設定に当たっての考え方、留意点やポイント</p>	<p>当該「中間サブ目標」に対応するプロジェクト実施の際に、必ず活用・反映すべき教訓・リスクを、</p> <p>1)計画段階 2)マネジメントの視点から記載。</p>		参照すべきグッドプラクティスを有するプロジェクト情報
1.すべての障害者の人権尊重、完全参加と平等、およびインクルージョン	1-3 障害者のエンパワメント	<p>①障害児の就学率 ②特別支援教員の充足率(通常は法令によって障害児X人に教員1名の基準あり) ③ 免許制度の整備状況(免許整備未整備の場合) ④特別支援学校(就学前/初等/中等教育)の整備状況 ⑤ 特別支援学校の活動状況 ⑥一般校(就学前/初等/中等教育)での障害児受入状況(インクルーシブ教育の実践状況) ⑦障害児の特性に合ったコミュニケーション手段の活用状況</p> <p>【参考】 国連SDG指標: 4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、その他障害状況、先住民、利用可能になるデータとして議論されたもの等) 4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合(a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な施設や道具、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い場(WASH指標の定義別)</p> <p>【参考】 日本政府SDGs実施指針指標: SDGsへの貢献を明確化して形成された新規案件の数</p>	<p>(障害と開発の課題別指針においては、中間サブ目標は設定していないため、中間サブ目標の項目はなし)</p>	<p>(障害児教育のモデル記載案) 特別支援教育の教材や教授法が改善され、障害児に配慮した学習環境が整備され、障害児教育に従事する教員の能力が向上することにより、(アウトプット) 障害種別・程度に応じた指導を通じて障害児が生活のために必要な基礎的な知識・技能・態度を身につけられるようになることを図り、(アウトカム) 障害児の自立と社会参加が促進されることに寄与する。(インパクト)</p> <p>(障害児教育の標準的指標例) 1. 上位目標の指標例 (※障害児の学校教育修了3～5年後での測定を想定) (基本) ①障害児の自立 ②障害児の社会参加 (「国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」(ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health)の指標に基づき評価する) (その他) ①他地域への成果の普及(*パイロットプロジェクトの場合)</p> <p>2. プロジェクト目標の指標例 <教材・学習環境> ①障害種別に応じて学習環境が配慮された特別支援学校・普通学校の数 ②障害種別と各国の学習環境に応じた研修を受けた教員養成学校の教員の人数 ③障害種別と学習環境に配慮した教員養成学校のカリキュラム・教科書・教材が開発される ④③で作成したカリキュラム・教科書・教材の使用度</p> <p><教員> ①障害種別毎の基礎知識と教授法を理解している教員の人数 ②教員研修内容の理解度(各障害種別の基礎知識、教授法) ③研修内容の実践度に対する教員の自己評価</p> <p><子ども> ①既存/プロジェクト作成/個別指導計画に基づいて作成されたテストの結果 ②授業観察結果 ③定期診断・行動観察結果 ④ポートフォリオ評価結果(各種作品等を含む学習成果を用いて行う絶対評価)</p>	<p>ICFの日本語版「国際生活機能分類」は、厚生労働省のHPよりアクセスできる (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html)</p> <p>「障害児の自立と社会参加」が障害児教育の目標であるが、子どもの変化を生み出すには、①教材・学習環境、②教員、③子どもへのアプローチと、段階的に環境を整備していく必要がある。</p> <p>障害児の学習を測る指標は、非障害児のように国際的な統一基準を定めることは難しい。実際には、1)各国の教育省が定める学習到達度(非障害児用のものを適用可能な場合)、2)個人としての学習到達度(個別指導計画が作成・使用される)ことで測ることが可能。</p>	<p>1.計画段階 ①当該国の政策として「インクルーシブ教育」または「特別支援教育」いずれの方針をとっているのか確認する。(先方の政策・体制を確認することなしに、安易に「インクルーシブ教育」の案件形成を行わない) ②インクルーシブ教育の実現を支える前提となる、各障害種別(盲・聾・知的・肢体不自由・発達)に配慮した教育(人材・設備・情報)が揃っているのか確認する。 ③障害種別の特性を踏まえた指標を設定する。(例えば、知的障害を伴わない盲・聾・肢体不自由の障害種別の場合には、普通学校の学力を測る指標を適用可能) ④活用可能なリソースを特定・精査してから案件を立案する。 ⑤障害児の教育のあり方については、障害者団体の間で意見が異なる場合もあり、意見の相違がプロジェクトに影響を与える可能性があることに留意する。</p> <p>2.マネジメント ①教員養成カリキュラム・教科書作成について当該国政府の承認にかかるプロセスと所要期間により、プロジェクトの活動進捗に影響が出る可能性がある。 ②教育省内及び他省庁との関係部局間調整に困難が生じないよう、CP部局を中心に権限と責任の所在、意思決定過程、指揮命令系統等を明確にする。また、柔軟な実施体制を確立する。 ③先方負担分の予算確保の動向に留意し、困難が生じた場合に速やかに代替案を検討・実施する。</p>	<p>サイド・ジャマルディーン教員養成校(STTC)において特別支援教育科目の指導教材を開発し、上記指導教材を全国の教員養成校(TTC)と共有する。また、全国TTCにおける特別支援教育授業実施への支援に係るSTTCおよび教育省教師教育総局の能力を開発する。これらにより、全てのTTCで特別支援教育の概論講座(2単位分)導入・実施されることを図り、教師がインクルーシブ教育の考えに沿った対応ができるようになることに寄与する。</p> <p>教員養成校(TTC)講師への研修を担うマスタートレーナーを育成し、TTCの特別支援教育教員養成課程開設に携わる関係者の能力を強化する。また、教育省教師教育局(TED)/TTC/カプール教育大学/盲・ろう学校関係者の特別支援教育に関する基礎知識が向上し、教科書の素案をまとめるとともに、インクルーシブ教育のネットワークを構築する。これらにより、TTCにおいて特別支援教育課程(18単位分)の開設に係るシラバス及び教科書の素案が整備され、新規に養成される教員が障害児のニーズに合わせた教育を実践できることに寄与する。</p> <p>特別支援教育に携わる教員の中でコアグループを形成し、生徒の発達診断および特別支援教育の計画をコアグループメンバーが実施する能力を強化する。その成果をまとめた教材を作成し、コアグループメンバーの所属校で教育の実施、モニタリングを行うことにより、特別支援教育を担う中核人材を育成し、人材育成の仕組みを強化することに寄与する。</p>	<p>1. アフガニスタン 教師教育における特別支援教育強化プロジェクト(協力期間:2008年11月～2010年12月)</p> <p>2. アフガニスタン 教師教育における特別支援教育強化プロジェクト・フェーズ2(協力期間:2013年1月～2015年12月)</p> <p>3. ボリビア 特別支援教育教員養成プロジェクト(協力期間:2010年6月～2013年11月)</p>

技術協力プロジェクト／開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓(障害と開発)
 モデル④機能・能力向上(Impairments:機能・能力障害を主にする取り組み)(サブ・カテゴリー:生計・職業)

開発戦略目標	中間目標	プログラム目標レベルの指標/国連SDG指標等(青字)	中間サブ目標	上位目標・プロジェクト目標と指標例	指標作成の方法・方針	代表的な教訓	事業目標例(プロジェクトのイメージ)	レファレンスプロジェクト
開発戦略目標	協カプログラムが対応する開発課題レベル	相手国政府のセクター・地域開発計画における目標年・指標と関連性	個別のプロジェクトで解決すべき課題レベル	～により (アウトプット) ～を図り (アウトカム) ～に寄与する (インパクト) 指標の例	指標の設定に当たっての考え方、留意点やポイント	当該「中間サブ目標」に対応するプロジェクト実施の際に、必ず活用・反映すべき教訓・リスクを、 1)計画段階 2)マネジメント の視点から記載。		参照すべきグッドプラクティスを有するプロジェクト情報
1.すべての障害者の人権尊重、完全参加と平等、およびインクルージョン	1-2 障害インクルーシブな事業の実践 1-3 障害者のエンパワメント	①障害者雇用の実態(%) ②障害者の雇用保険制度の有無 ③障害者の法定雇用率制度の有無 ④職業リハビリテーション(職業指導、職業紹介など)に関わる制度の有無 ⑤障害者の職業訓練/職業教育支援制度と内容 ⑥障害者の受入を行う職業訓練・職業教育の学校数(職種別、国公立/私立別) 【参考】 国連SDG指標: 8.5.1 女性及び男性労働者の平均時給(職業、年齢、障害者別) 8.5.2 失業率(性別、年齢、障害者別) 【参考】 日本政府SDGs実施指針指標: SDGsへの貢献を明確化して形成された新規案件の数	(障害と開発の課題別指針)において、中間サブ目標は設定していないため、中間サブ目標の項目はなし)	(モデル記載案) 技能訓練センターの訓練が改善されることにより、 (アウトプット) 障害者の職業技術の向上を図り、 (アウトカム) 障害者の就労機会の促進に寄与する。(インパクト) (標準的指標例) 1.上位目標の指標例(基本) ①技能訓練を受けた障害者の就職率(%) ②技能訓練を受けた障害者の就労数 ③訓練を受けた障害者の〇%が、卒業後6ヶ月間に、訓練によって獲得した技能を使って収入を生み出す 2.プロジェクト目標の指標例(基本) ①技能の向上 ②技術を獲得し終了した学生数		(就労困難の要因分析) ・就労困難の要因は単に職業技術だけの問題ではなく、公教育からの排除による学歴の低さやアクセシブルな通勤手段の未整備、障害者に対する社会の偏見などの影響もある。ゆえに、就労は教育や保健、交通や都市計画におけるバリアフリーなど様々な分野との連携による包括的な取り組みが初めて達成できる。そのため、就労分野の協力にあたっては、就労困難の要因分析が重要である。[課題別指針「障害と開発」を参考に記載] (労働市場ニーズ) ・障害者の職業リハビリテーションの企画及び実施にあたっては、訓練生である障害者側の条件(障害の種類並びに程度、希望職種、適性等)及び受入企業のニーズ(障害者雇用の可能性を持つ職種、職務、求められる職能)を調査し、施策に柔軟に反映させる体制を構築することが望ましい。 [右記レファレンスプロジェクト5を参考に記載] (組合形成) ・技能訓練後に結成された組合は、障害者にとって社会参加の第一歩であり、就労のみならず、相互扶助的な機能(冠婚葬祭費や教育費等の組合による組合員への補助等)を持ち、同じ障害を持つ当事者としての経験を共有するピアサポートグループとしての役割を果たす場合がある。 [右記レファレンスプロジェクト1を参考に記載] (元戦闘員に対する職業訓練) ・障害者に対する技能訓練と就労支援は、障害者の社会参加を促進する有効な方法の一つである。一度習得した技能は障害者の生活を支え、障害者個人だけでなく、家族やコミュニティに寄与する技能となりうる。元戦闘員の場合、手に職を持ち、地域に定着することにより、戦場に戻ることを防ぐ効果がある。一般障害者の場合、技能を習得することにより、隔離や依存から自立して、社会に参加するきっかけとなる。 [右記レファレンスプロジェクト1を参考に記載] (目に見える具体的なモデルの提示の効果) ・障害者に対する技能訓練のように途上国における新分野を支援する際には、バリアフリー施設の建設や技能訓練の実施などを通して目に見える具体的なモデルを提示することが有効である。 ・技能訓練センターのバリアフリー化改修工事は、技能訓練センターの指導員や訓練生(障害者)の向上につながる。 [右記レファレンスプロジェクト1、3を参考に記載]	元戦闘員をはじめとする障害者に対する技能訓練を実施するための環境を整備し、技能訓練の内容を改善すると同時に関係機関間のパートナーシップを強化し、障害者の就労支援に向けたサービスを強化する。これらにより、障害者の就労の実現を図り、障害者の社会参加の促進に寄与する。 社会的弱者を対象にした基礎技能訓練コースのカリキュラム、教材、実習場を改善し、社会的弱者向けの基礎技能訓練モデル(以下、モデル)を構築する。また、指導員訓練の体制を構築し、訓練ニーズ調査や卒業生の追跡調査システムを確立する。職業能力開発機構(SECAP)本部が所管の訓練センターに上記モデルを普及させることにより、社会的弱者向けの基礎技能訓練が実施され、社会的弱者の就労機会が増加し、生計が向上することに寄与する。 障害を持つ除隊兵士に関する情報システムの構築および技能訓練センターにおける障害者の受け入れ能力の強化を通じて、ルワンダ動員解除社会復帰委員会(RDRC)および技能訓練センターにおいて、障害を持つ除隊兵士がコミュニティに復帰するための経験・知識を蓄積・共有することを図り、障害を持つ除隊兵士の経済的・社会的自立の促進に寄与する。 国立障害者職業リハビリテーションセンター(NVRC)のセンターとしての運営能力を強化し、職業リハビリテーションを普及するための体制を整備するとともに、中央行政および地方センターとのネットワークを強化することにより、NVRCの機能強化を図り、地方センターにおいて職業リハビリテーションシステムが確立されることに寄与する。 国立障害者職業リハビリテーションセンター(NVRC)において、広域の募集・選考システム、職業紹介システムを構築すると同時に調査・研究の機能を強化することを通じて、職業リハビリテーションから就労への移行システムの確立を図り、インドネシアにおいて障害者の就業促進に寄与する。 ソロ・リハビリテーションセンター(RO)職員の職業指導や職業評価に関する能力を強化し、市場のニーズに合致した知識や技能を提供できるようにすることにより、ソロRCにおける職業リハビリテーションの強化を図り、インドネシアにおける職業リハビリテーションシステムが構築されることに寄与する。	1.ルワンダ 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト(協力期間: 2011年3月～2014年3月) 2.エクアドル 社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト(協力期間: 2008年11月～2011年10月) 3.ルワンダ 障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト(協力期間: 2005年12月～2008年12月) 4.インドネシア 国立障害者職業リハビリテーションセンター機能強化プロジェクト(協力期間: 2003年7月～2006年3月) 5.インドネシア 国立障害者職業リハビリテーションセンター(協力期間: 1997年12月～2002年12月) 6.インドネシアソロ身体障害者リハビリテーションセンター(協力期間: 1994年12月～1997年12月)

技術協力プロジェクト／開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓(障害と開発)
 モデル⑤ 「社会参加(Disability:社会的排除に関する取り組み)(一般就労はこちら)」

開発戦略目標	中間目標	プログラム目標レベルの指標/ 国連SDG指標等(青字)	中間サブ目標	上位目標・プロジェクト目標と指標例	指標作成の方法・方針	代表的な教訓	事業目標例(プロジェクトのイメージ)	レファレンスプロジェクト
開発戦略目標	協力プログラム が対応する 開発課題レ ベル	相手国政府の セクター・地域開発計画にお ける目標年・指標との関連性	個別のプロ ジェクトで解決 すべき課題レ ベル	～により (アウトプット) ～を図り (アウトカム) ～に寄与する (インパクト) 指標の例	指標の設定に 当たっての考え方、留意点 やポイント	当該「中間サブ目標」に対応するプロジェクト実施の際に、必ず活用・反映すべき教訓・リスク を、 1)計画段階 2)マネジメント の視点から記載。		参照すべきグッドプラ クティスを有するプロ ジェクト情報
1.すべての 障害者の 人権尊重、 完全参加と 平等、およ びインクル ージョン	1-2 障害イン クルーシ ブな事 業の実 践	①バリアフリー化・ユニ バーサルデザインの 導入の状況 【参考】 国連SDG指標: 8.5.1 女性及び男性 労働者の平均時給 (職業、年齢、障害者 別) 8.5.2 失業率(性別、 年齢、障害者別) 【参考】 日本政府SDGs実施 指針指標:SDGsへの 貢献を明確化して形 成された新規案件の 数	(障害と開 発の課題 別指針に おいては、 中間サブ 目標は設 定してい ないため、 中間サブ 目標の項 目はなし)	(モデル記載案) バリアフリーの推進に関する関係者 の能力が向上することにより、 (アウトプット) バリアフリー環境を形成することを 図り、 (アウトカム) 障害者の社会参加の向上に寄与す る。 (インパクト) (標準的指標例) 1.上位目標の指標例 (基本) ①モデル地域以外の少なくとも●○ つの自治体が、物理的・社会的アクセ シビリティ促進のためのNHE (Non-Handicapping Environment) 活動を開始する ②バリアフリー施設の検査のため の、障害者を含むチームがモデル地 域以外の少なくとも●○つの自治体 毎に構築される	「バリアフリー」を例 に書いているが、 実際には他に何ら かの特化したもの がプロジェクト目標 になる可能性がある。 例えば、就労、 自立生活運動、手 話などの支援サー ビスの整備や当事 者団体の育成など のエンパワメントな ど。	(当事者中心のアプローチ) ・当事者中心のアプローチとは、障害当事者が中心となってさまざま な意思決定や事業を実施することである。1990年代から重視されて いる参加型開発のアプローチにおいて、対象地域の抱える問題を住 民自らが認識し、それに対する解決策を自ら考えて、実施計画を策 定・実施することが重要とされている。障害者のニーズは障害者自身 が一番理解しているもので、障害当事者が意思決定等に関われば的 確にニーズが反映できるという意義がある。ゆえに、政策や計画の策 定過程において障害者の関与は不可欠である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載] ※当事者中心のアプローチを用いたモデル事業として、右記レファレン スプロジェクト4、5、7、12を参照。 (障害の社会モデル) ・「障害の個人モデル」とは、障害が発生している原因は障害者個人 の機能が制限されていることと考え、個人の機能回復を優先的な解 決事項としたモデルである。 ・「障害の社会モデル」は、この個人モデルへの批判として1970年代 から発展してきた。障害者とみなされる人々に対する社会的排除や 社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因は人の多様性を考 慮しない社会にあるという考えがベースとなっている。障害の社会モ デルでは、物理的な段差や障害者を受け入れない人々の態度、ま た、機能障害を理由に国家資格の取得を制限してきた欠格条項制度 のような排他的な社会の改革を優先的な解決の取り組みとしている。 2008年に発効した障害者権利条約は、社会モデルの考え方を基礎に 障害を説明しており、JICAにおける「障害」の定義は障害者権利条 約に則っている。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載] ※障害の社会モデルはほぼ全てのプロジェクトで採用されているが、 モデル事業として、右記レファレンスプロジェクト3)を参照。 (民間をはじめとした多様なパートナーとの連携) ・事業の実施には、民間セクターの巻き込みや他の開発援助機関な ど多様なパートナーとの連携が重要である。人々が日々の暮らしの 中で活用するサービスや製品の多くは民間企業によって提供され、 雇用の多くも民間セクターが担っている。そのサービスや製品、組織 自体をインクルーシブにすることは障害者の社会参加を促進すること につながるという視点から、障害と開発の取組みにおいても民間連携 を推進する。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載] ※民間との連携を行ったモデル事業として、右記レファレンスプロジェ クト3を参照。	ジョブコーチサービスプログラムの持続的 な運用、人材育成、ジョブコーチプログラ ムの主要実施機関の強化、障害平等研修 の活用、周辺地域との情報共有を行うこと により、ジョブコーチプログラムの持続的発展 のための体制の確立とジョブコーチプロ グラムの全国展開を図り、雇用に関する障害 者の社会参加が促進、改善されることに寄 与する。 手話指導者の訓練、手話指導者による手 話支援者の訓練、手話支援者育成及び手 話支援サービス提供のための実施体制の 整備、ろう者と手話に関する啓発活動の実 施により、手話指導者の手話指導能力の 向上を図り、手話指導者の手話支援者へ の指導及び手話支援サービスが継続され ることに寄与する。 政府及び民間セクターにおける支援付雇 用のシステム及びサービスの整備、ジョブ コーチのシステムの整備等を行うとともに、 障害平等研修に関する政策やサービスを 向上させることにより、支援付雇用や関連 する各種政策、サービスの向上を図り、障 害者の社会参加、インクルージョン及び エンパワメントが進展されることに寄与 する。 連邦・州・県政府とNGO 間のネットワー クを構築し、障害者団体、自助グループ、家 族グループを育成・強化し、障害者および 家族への差別・偏見を軽減することにより、 アボタバード県において、障害者の社会へ の参加促進を図り、その他の地域におい ても障害者の社会参加促進に関する活動が 開始されることに寄与する。	1.マレーシア 障害者の社会 参加支援サー ビスプロジェクト (フェーズ2)(協 力期間: 2012 年9月~2015年 8月) 2.ミャンマー 社 会福祉行政官 育成プロジェクト フェーズ2(協力 期間: 2011年 8月~ 2014年 8 月) 3.マレーシア 障害者の社会 参加支援サー ビスプロジェクト (協力期間: 2009年9月~ 2012年8月) 4. パキスタン 障害者社会参 加促進プロジェ クト(協力期間: 2008年12月~ 2011年11月)

2.プロジェクト目標の指標例
(基本)

- ①審査された●〇%の施設が物理的アクセシビリティを改善するために改装される(構築環境)
- ②バリアフリー設備を示す地図(アクセスマップ)が開発され配布される
- ③障害者に関する活動のための予算が●〇%増加する
- ④採択された、障害者に関する自治体の法律(条令、規定)が●〇%施行される
- ⑤障害者が社会グループ、組織(例:地方開発審議会、最少行政自治体開発審議会等)に含まれる[障害者の参加]
- ⑥障害者のための社会福祉・活動が自治体の年次出資計画に取り入れられる[障害者の参加]
- ⑦協力対象自治体において、NHE(Non-Handicapping Environment)活動を実施するための構造、資源(例:人材、予算等)が存続する
- ⑧公共施設及び事業所におけるバリアフリー施設の導入件数

(支援技術と適正技術)

・支援技術とは、義肢装具や車いす、ICTを用いた情報保障など障害者の自立を支援する機器や技術を指し、障害者のエンパワメントおよび社会参加のために必要な技術であり、日本の強みがある分野でもある。また、これらが途上国の状況にあった形で実施できるよう、適正技術の概念に基づいて実施される必要がある。

※支援技術の適正技術化とその推進を支援したプロジェクトとして、右記レファレンスプロジェクト5を参照。

(機能障害別のニーズ・障壁への配慮)

個人の機能障害(身体、知的、精神障害など)によって、多様なニーズや障壁が存在することに配慮し、包括的支援を目指すべきである。

- ・肢体不自由:建築物や交通機関の物理的障壁の解消など
- ・視覚障害者:点字や音声による情報伝達など
- ・聴覚障害者:手話や手話通訳、携帯電話などICTを活用した視覚による情報保障の普及など
- ・知的障害者:適正な仕事につけるようジョブコーチ、わかりやすい説明など

機能障害には一見ただけではわかりにくいケースがあり、さらに状態が大きく変化する場合もあるため、個々のニーズにどう対応するかを検討する必要がある。
[課題別指針「障害と開発」を参考に記載]

※アクセシビリティに関する包括的支援を行ったモデル事業として、右記レファレンスプロジェクト5を参照

(パイロット型プロジェクトの課題/持続性の確保)

・パイロット型プロジェクトにおいては、持続性の確保が重要である。

・持続性の確保のためには、プロジェクト期間内に全国展開を見据えた戦略を形成する、適切なプロジェクト期間を設定するなど、持続性を念頭に置いてデザインをすることが重要である。

・この点、右記レファレンスプロジェクトでは、プロジェクト期間内にパイロットモデルが形成された後、カウンターパート機関がそこから全国展開のための戦略・方法を形成し、政策や実施計画の作成、予算や人材の確保などをすることが想定されていた。そのことが、持続性の確保につながった。

・また、プロジェクト期間については、単にPDM上でのプロジェクト目標の達成の点からだけでなく、それを踏まえた持続性に重きを置いた上位目標達成の点からの検討が必要である。なお、大量投入による短期間の形態よりは比較的少量の投入による長期の形態で実施される方が持続性の点でよりよい結果を導き出すことが多い。
[右記レファレンスプロジェクト5を参考に記載]

国家障害者協議会(NGDA)、障害者団体、協力対象自治体等の関連組織が物理的・社会的バリアフリー化を推進する能力を強化し、関連組織間のネットワークを強化するとともに、バリアフリー環境及び障害者の権利についての啓発を行う。これらにより、NGDAと協力対象の地方自治体が連携して、バリアフリー環境を形成することを図り、フィリピンにおいて障害者の参加のもとでバリアフリー環境が推進されることに寄与する。

5. フィリピン 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト(障害者に優しいまちづくり)(協力期間:2008年10月～2012年9月)

障害当事者の人材育成、障害当事者団体/支援団体の組織化、障害者のニーズの取りまとめ、障害者の活動拠点の自立化、労働社会開発省の政策の策定と実施における障害当事者団体/支援団体の参加のための仕組みづくりを行うことにより、障害当事者団体や支援団体の自主的な活動を活性化及び政府やAPCDを含む国際機関/団体等との連携体制の構築を図り、障害当事者の参加による障害者支援政策が策定、執行されることに寄与する。

6. キルギス共和国 障害者の社会進出促進プロジェクト(協力期間:2007年9月～2010年3月)

アジア太平洋障害者センター(APCD)を設立し、APCDが政府調整・窓口機関(フォーカルポイント)及び協力団体とのネットワーク作りや連携の促進、フォーカルポイント、協力団体、関連機関及び障害に関わる人々に対する情報支援の提供、障害者関連の人材の育成を行うとともに、APCDの運営管理体制を確立することにより、APCDがアジア太平洋地域の発展途上国において障害者のエンパワメントとバリアフリー社会を促進する地域センターとしての機能を担えるようにすることを図り、アジア太平洋の途上国で障害者のエンパワメントとバリアフリー社会が大きく促進されることに寄与する。

7. タイ アジア太平洋障害者センタープロジェクトフェーズ2(協力期間:2007年8月～2012年7月)

ブルンカ地方において、組織間及びセクター間の調整と情報共有機能の強化、リハビリテーションサービスの改善、障害者の就労に向けた選択肢の強化、CBR戦略の促進、障害者のエンパワメント(障害者の自立生活運動等)の促進を行うことにより、総合リハビリテーションによる障害者の社会参加支援体制の強化を図り、障害者の(ICFによる)生活機能の向上させるとともに、当プロジェクトの活動と成果が国内の他地域へ普及されることに寄与する。(※ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health)

8. コスタリカ ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト(協力期間:2007年3月～2012年3月)

				<p>(地域に根ざしたアプローチ(CBR: Community Based Rehabilitation, CBID: Community-Based Inclusive Development)の重要性)</p> <p>・CBRは、障害者がそれぞれの地域社会の資源を利用して必要なサービス受けながら地域で生活できるようにするという地域開発のアプローチの1つであり、有効性が高いと評価されている。分野や省庁の縦割りの行政に沿った取り組みでは、生活面における障害者の社会参加の実現は困難であり、実際の生活と地域社会に即して、包括的に障害と開発に取り組むことで、初めて実際の生活場面で社会参加が実現できる。また、そのためにはトップダウンの縦割りの取り組みではなく、状況が異なるそれぞれの地域社会が取り組みの実施主体となることが重要である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]</p> <p>※初期のCBRは、地域社会の資源を活用した狭義のリハビリテーションサービスの提供に焦点をあてていた。しかし、90年代に、リハビリテーション中心のアプローチから、生活と社会参加を支援する、より包括的な社会開発アプローチへと大きく変化した。この変化をより明確に示すために、近年では地域社会に根ざしたインクルーシブな開発 Community-Based Inclusive Development: 以下CBID)という名称が用いられることも多い。</p> <p>※CBR/CBIDを用いた社会参加に関するモデル事業については、右記レファレンスプロジェクト1、3、9、11を参照。 ※リハビリテーションセンターの機能強化やリハビリテーション人材の能力向上等を通じて、障害者の地域社会への参加を推進する取り組みを行ったモデル事業については、モデル②を参照。</p> <p>(ツイントラックアプローチ: 複線アプローチ)</p> <p>・「障害と開発」に取り組むためには、ツイントラック・アプローチをベースに、当事者中心、アクセシビリティ、地域社会に根ざしたアプローチ、障害啓発等のアプローチが重要である。 ※ツイントラック・アプローチとは、「開発全体における障害の主流化」と、「障害に特化した取り組み」を並行して取り組むアプローチのこと。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]</p> <p>※ツイントラックアプローチはほぼ全てのプロジェクトで採用されているが、モデル事業として、右記レファレンスプロジェクト12を参照。</p> <p>(より弱者(地域、経済、障害種別・程度、ジェンダーなど)への配慮の重要性)</p> <p>・開発途上国の女性障害者は、女性であり障害者であることで二重の差別に直面している。更に貧困が加わり三重の差別と向き合う場合もある。このように、より弱者への配慮が重要である。 [課題別指針「障害と開発」を参考に記載]</p> <p>※より弱者への配慮を行ったモデル事業として、右記レファレンスプロジェクト7、12を参照。</p>	<p>シャキーヤ県サフル村の障害児・者支援に係る社会資源とアプローチの把握、住民の障害児・者についての理解の促進、ボランティア活動の実施、障害児・者の地域活動への参加機会の拡大、CBRに関する教訓・提言のとりまとめにより、CBRのパイロットモデルとして、サフル村の障害者の地域活動の参加の促進を図り、CBRアプローチを活用した障害者支援事業が、社会連帯省のイニシアチブによりシャキーヤ県内の周辺郡でも実施・普及されることに寄与する。</p> <p>標準手話教材の作成、ろう者とその家族、手話通訳候補者、ろう学校教師の標準手話の習得、ろう者に関するコミュニティー(一般市民)の意識の向上により、社会福祉行政官とろう者コミュニティーが共同で活動を計画・実施する協力関係の強化を図り、ヤンゴンとマンダレーにおけるろう者の社会参加が促進されることに寄与する。</p> <p>障害者のための雇用支援プログラムの改善、地域社会に根ざした自立・社会参加支援プログラムの改善、障害者の人権、社会参加に関する啓発活動のための効果的アプローチの開発、政府機関および非政府団体を含む関連諸機関の協力体制の強化、障害者福祉分野の人材育成に関する中長期的な政策の提言により、雇用支援を中心とする社会福祉局の施策実施能力の向上を図り、障害者の就労および社会参加の機会が向上されることに寄与する。</p> <p>アジア太平洋障害者センター(APCD)を設立し、APCDが政府調整・窓口機関(フォーカルポイント)及び協力団体とのネットワーク作りや連携の促進、フォーカルポイント、協力団体、関連機関及び障害に関わる人々に対する情報支援の提供、障害者関連の人材の育成を行うとともに、APCDの運営管理体制を確立することにより、APCDがアジア太平洋地域の発展途上国において障害者のエンパワメントとバリアフリー社会を促進する地域センターとしての機能を担えるようにすることを図り、アジア太平洋の途上国で障害者のエンパワメントとバリアフリー社会が大きく促進されることに寄与する。</p>	<p>9.エジプト 地域開発活動としての障害者支援プロジェクト(協力期間:2006年11月~2009年11月)</p> <p>10.ミャンマー 社会福祉行政官育成(ろう者の社会参加促進)プロジェクト(協力期間:2006年7月~2010年12月)</p> <p>11.マレーシア 障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト(協力期間:2005年7月~2008年7月)</p> <p>12.タイ アジア太平洋障害者センタープロジェクト(協力期間:2002年8月~2007年7月)</p>
--	--	--	--	--	--	--